

吉里伸 うるま市字高江洲 7 4 - 1

沖縄県・国の、泡瀬埋立ての変更手続き書類への意見要旨です。

次にしめすように、今回の県・国の埋め立て変更手続きは、「工事ありき」であり、大きな問題があります。津波・液状化・市の財政に与える影響・経済的合理性・環境に与える影響等の検証・見直しを先ず行うべきであり、今回の手続きは撤回すべきです。

1．国・県は、需要予測が甘い、間違いだらけ、しかも経済合理性のない市案をそのまま認め、事業を推進するものです。

2．枝野沖縄担当大臣の大震災後の5月11日の国会答弁は、「津波、液状化の対策については、県の防災計画の変更を見て対応する。リスクについては、沖縄市・国も検証し評価しなおし対応する。経済合理性も沖縄市と相談する。」となっています。市案では、「事業公債費比率は16%であり、基準の18%も下回っている、市財政の健全性は確保できる。」とありますが、震災対策を考えれば市の公共工事費（スポーツコンベンション拠点形成）も膨れ上がり、市の財政は、公債費比率が18%に達し危険水域に突入することは予想されます。様々な検証が必要です。

3．アクセス道路については、「長さ890m、4車線1本、市国体道路とつなぐ」とだけ記載があり、震災対策などの記載はありません。与那原・西原の埋立地は3本の橋がありますが、それでも津波の防災上の問題点が指摘されています（加藤琉大名誉教授、5月19日、新報論壇）。関連して、埋立地内の避難高台については、何も示されていません。

4．県分担の埋立地の地盤高が、従前+5mから、1m下げられ、今回+4mになっています。国も、地盤高が20cm下げられています。大震災を考慮すれば、高くならなければなりません。大潮平均高潮面から見れば、2m以上の津波が来たら、被害を受けます。津波についての考慮が全くない事例の一つです。沖縄でも10m~20m以上の津波は予測されています。

5．この事業は、高裁判決後の新たな土地利用計画に基づくものであり、アセスの手続き（方法書、準備書、評価書）をするべきですが、国・県は、アセスを実施せず、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」を添付しただけです。埋立地の中には、さんご礁、海草藻場、新種・貴重種等が残っているはずですが、この図書には埋立地については何の記載もありません。埋立地の生きものは保全されず「生き埋め」です。